



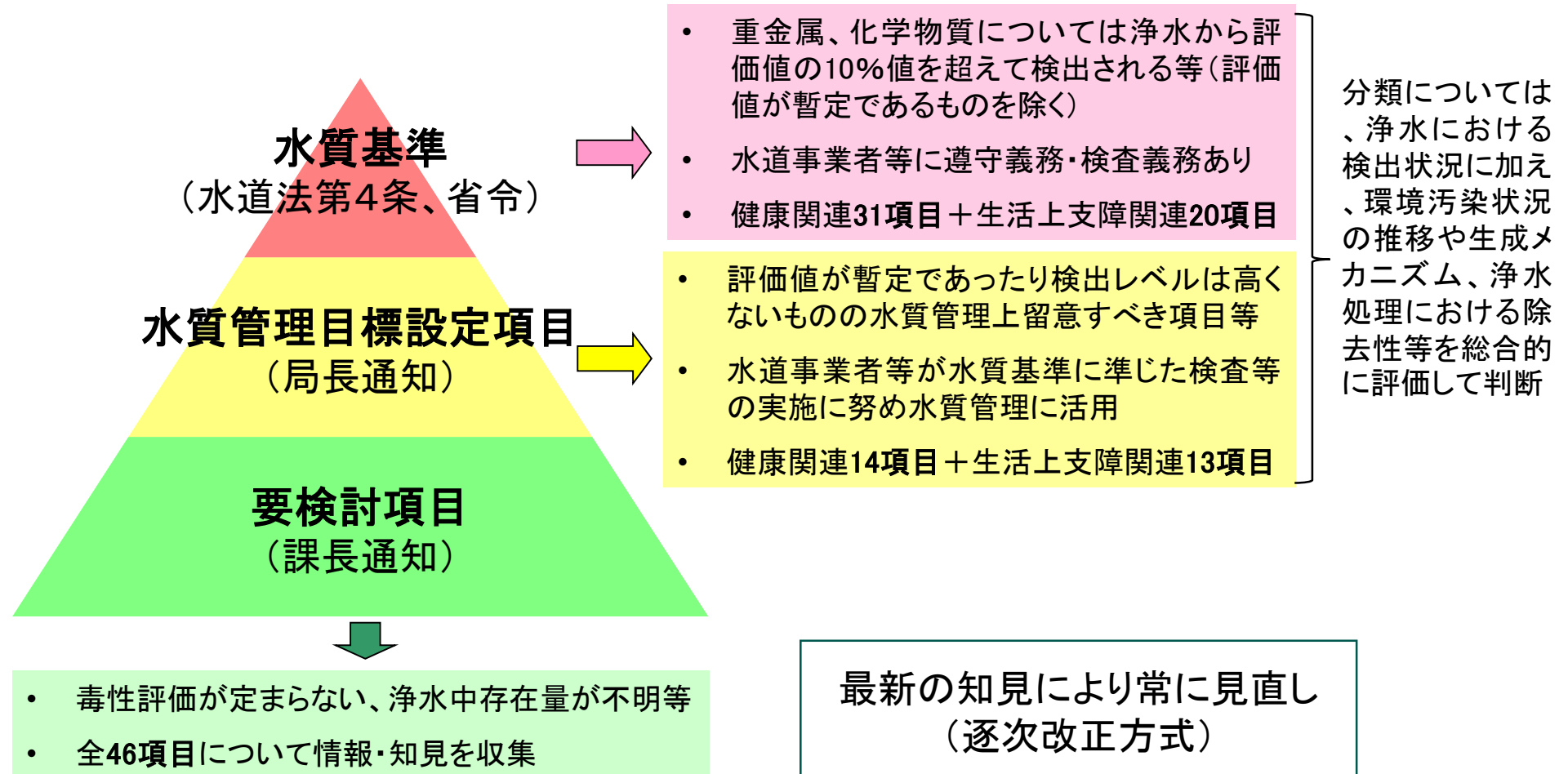
最近の水道水質行政について

環境省 水・大気環境局



1. 水道水質基準について

水道水質基準等の体系



水道により供給される水の要件

(水質基準)

第四条 水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- 一 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- 二 シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- 三 銅、鉄、弗素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。
- 四 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- 五 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- 六 外観は、ほとんど無色透明であること。

2 前項各号の基準に関して必要な事項は、**環境省令**で定める。

○水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)

水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第四条第二項の規定に基づき、水質基準に関する省令を次のように定める。

水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき**環境大臣**が定める方法によって行う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(表は次ページを参照)

水質基準に関する省令の規定に基づき**環境大臣**が定める方法
(平成15年厚生労働省告示第261号)

水質基準項目（51項目）

令和2年4月1日適用

	項目	基準
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下
2	大腸菌	検出されないこと
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
20	ベンゼン	0.01mg/L以下
21	塩素酸	0.6mg/L以下
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下
23	クロロホルム	0.06mg/L以下
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下
26	臭素酸	0.01mg/L以下

	項目	基準
27	総トリハロメタン (23、25、29及び30の濃度の総和)	0.1mg/L以下
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下
38	塩化物イオン	200mg/L以下
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下
40	蒸発残留物	500mg/L以下
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下
42	ジオスミン	0.00001mg/L以下
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下
46	有機物(全有機炭素（TOC）の量)	3mg/L以下
47	pH値	5.8以上8.6以下
48	味	異常でないこと
49	臭気	異常でないこと
50	色度	5度以下
51	濁度	2度以下

PFOS及びPFOAにおける水道水及び水環境に係る暫定目標値

毒性評価

耐容一日摂取量：
人が、水の飲用以外の経路からの摂取を含め、一生に渡って摂取し続けても、健康への悪影響がないと推定される、体重1 kg当たり、1日当たりの物質の摂取量。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{TDI} & & \text{体重} & & \text{水の飲用に係る割当率} & & \text{暫定目標値} \\ \text{20} & & \text{50 [kg]} & & \text{10 [\%]} & & \text{50 [ng/L]} \\ \text{[ng/kg/day]} & \times & & \times & & = & \\ & & \text{1日当たりの摂取量} & & & & \\ & & \text{2 [L/day]} & & & & \end{array}$$

水の飲用以外の経路からPFOS等が摂取されることも見越して、その分、水の飲用からの摂取量をどの程度まで抑制しておく必要があるかを設定した数値。

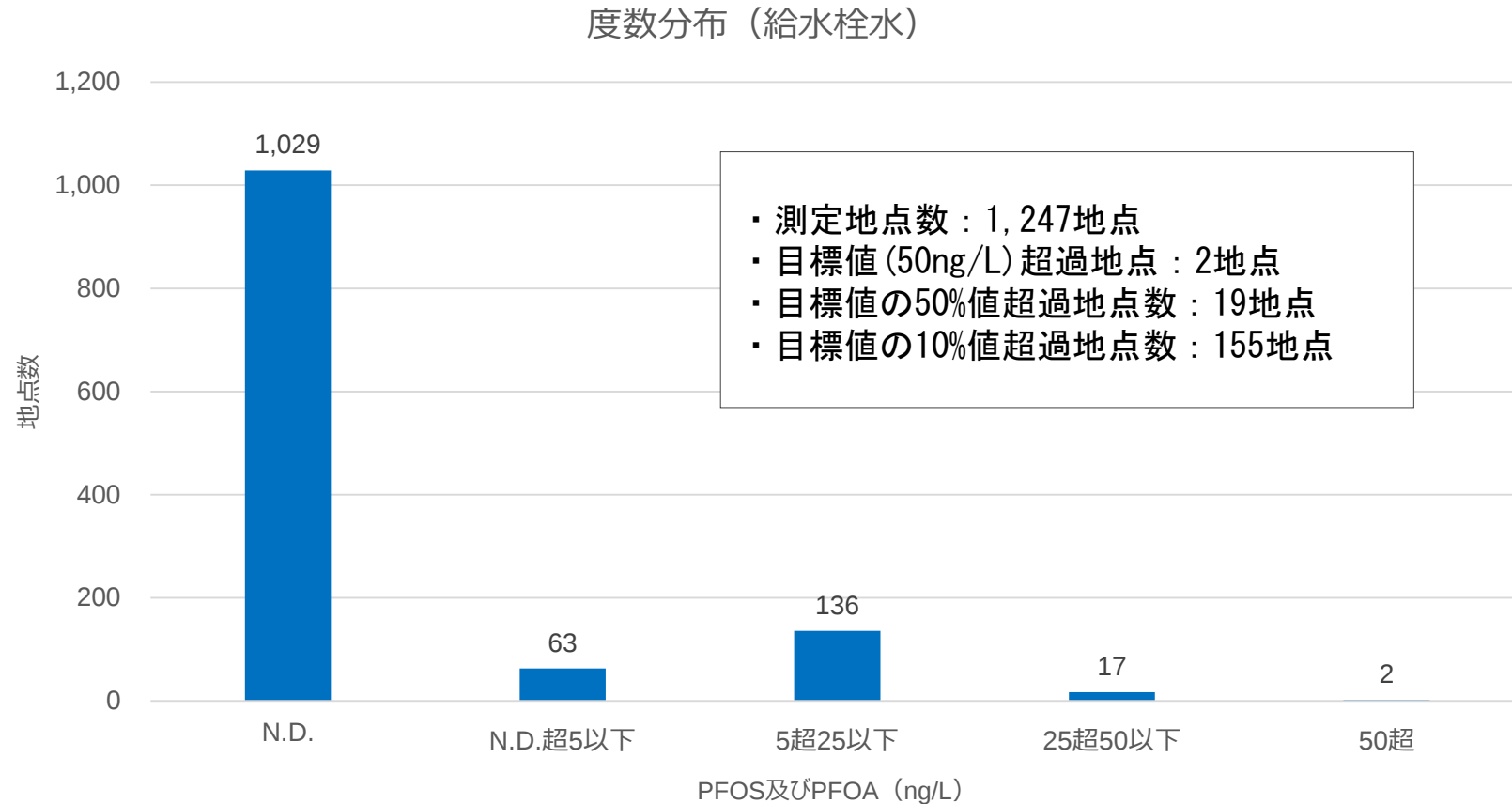
- ・ PFOS、PFOAそれぞれ 50 ng/L
- ・ 暫定目標値は安全側にPFOSとPFOAの合算で 50ng/L

令和2年より、
水道水については水質管理目標設定項目に、
水環境については要監視項目に位置づけ

暫定目標値の検討当時（令和2年頃）、各国、各機関が行った毒性評価のうち妥当と考えられる評価値のうち、安全側の観点から最も低い値として以下を採用。

- ・ PFOSについては、20ng/kg/day（豪、NZ及び米）：仔動物の体重減少
- ・ PFOAについては、20ng/kg/day（米）：仔動物の発達異常

PFOSとPFOAの検出状況



水道統計から、令和3年度に水道事業者等が給水栓水で実施したPFOS及びPFOAの測定結果の収集及び集計を行ったもの。

出典：令和5年度第2回水質基準逐次改正検討会資料 1－2

（参考）諸外国等における飲料水に係る目標値等の設定状況（例）

国名等	目標値（ng/L）		備考
	PFOS	PFOA	
日本(2020)	50 (PFOS、PFOAの合算)		-
WHO	—	—	2022年に暫定ガイドライン値としてPFOS 100ng/L、PFOA 100ng/Lを提案。 総PFASは500ng/Lを提案。
米国(2024)	4	4	現時点での分析能力（定量下限 4 ng/L）を考慮してPFOS 4 ng/L、PFOA 4 ng/Lとする規制値を2024年4月10日に公表。 3年以内 にモニタリングを実施し、基準超過の場合は 5年以内 に削減措置。 類似物質についても最大汚染レベルを設定（PFHxS、PFNA、GenX化合物それぞれ10ng/L、PFHxS、PFNA、GenX化合物、PFBSの混合物としての制限値）。
英国(2021)	100	100	-
ドイツ(2017)	100	100	2023年に飲料水に係る法令を改正。 2026年に20PFAS（C= 4 ～ 13の各PFSA及びPFCA）合計100 ng/L、2028年に4PFAS（PFOS、PFOA、PFNA、PFHxS）合計20 ng/Lを適用予定。

注) 1ng/L（ナノグラム・パー・リットル）：水1リットル中、10億分の1グラム
（東京ドーム1つ分の容積の水（120万m³）に1.2gが含まれている時の濃度）

米国の第一種飲料水規則について

<米国の飲料水規則（4月10日に公表）>

PFOS、PFOAについては

- 「ヒトに発がん性がある可能性がある」と評価し、発がん性に関する閾値があることが否定できないことから、基本的な考え方として「最大汚染レベル目標値」をゼロとした上で、実行可能な処理法やコストを考慮した実現可能性または定量性を踏まえ「最大汚染レベル」（規制実施可能なレベル）を

- ・ **PFOS** 4 ng/L
- ・ **PFOA** 4ng/L

と設定※。

※**3年以内**にモニタリングを実施し、基準超過の場合は**5年以内**に削減措置

類似物質についても、飲料水中の「最大汚染レベル目標値」「最大汚染レベル」※1を設定。

※1 類似物質については「最大汚染レベル目標値」「最大汚染レベル」は同値

- GenX、PFNA、PFHxSそれぞれ**10ng/L**

- GenX、PFBS、PFNA、PFHxSのハザードインデックス（HI）※2は**1未満**

※2 ハザードインデックス（HI）とは、GenX、PFBS、PFNA、PFHxSの各物質の飲料水中濃度（ng/L）を、それぞれ10ng/L、2000ng/L、10ng/L、10ng/Lで割って足した数値

$$\text{ハザードインデックス(HI)} = \frac{\text{GenX}}{10\text{ng/L}} + \frac{\text{PFBS}}{2000\text{ng/L}} + \frac{\text{PFNA}}{10\text{ng/L}} + \frac{\text{PFHxS}}{10\text{ng/L}}$$

→ **内閣府食品安全委員会**では、米国の規制値の根拠となった知見も含めてPFOS・PFOAの健康影響について評価しているが、同知見は**科学的知見が不十分**として採用していない。

食品安全委員会のPFASの食品健康影響評価について

- 食品安全委員会は、自らの判断で行う食品健康影響評価として、令和5年2月に **「有機フッ素化合物（PFAS）ワーキンググループ」** を設立。

○これまでの開催状況

- ・ 令和6年4月末時点でPFASワーキンググループを8回開催。
- ・ 収集・整理した文献情報（約3,000報）や海外機関による評価の内容等の科学的知見を踏まえ、20数名の専門家により調査審議を行い、**PFOS・PFOA・PFHxSが人の健康に与える影響**について評価。



○PFAS ワーキンググループによる評価結果案（令和6年1月26日公表）

耐容一日摂取量（TDI）※：**PFOS ⇒ 20 ng/kg 体重/日**
PFOA ⇒ 20 ng/kg 体重/日
PFHxS ⇒ 現時点では算出は困難

※耐容一日摂取量（TDI, Tolerable Daily Intake）とは、人が毎日一生涯にわたって摂り続けても、現時点での知見から見て、健康への悪影響がないと考えられる一日当たりの量。

その他水質基準等見直しに係る検討状況

(1) 食品健康影響評価を踏まえた評価値の見直し

内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価を踏まえ、下表の通り見直すこととし、令和6年4月1日より適用。

項目		現行目標値	新目標値
対-67	パラコート	0.005mg/L以下 	0.01 mg/L 以下

※ 上記1農薬のほか、7農薬について食品安全委員会の評価結果が得られたが、評価内容に変更がなかったため目標値を現状維持とした。

(2) 鉛及びその化合物における滞留水法の省略について

鉛及びその化合物に係る検査に供する水の採取方法(15分滞留水法)について、以下の2つの条件を満たす場合、省略可能とすることとし、令和6年4月1日より適用。

○採水地点と同一の浄水場の給水区域において鉛管の残存調査が行われた上で、浄水場出口から採水地点までの流路で鉛管が使用されていないことが明らかであること。

○季節変動も考慮して年4回、当該採水地点において、15分滞留水法により採水した上で水質検査を行い、その結果が、過去3年間に於いて全て不検出であること。

(注)15分滞留水法: 毎分約5リットルの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させたのち、先と同じ流量(毎分約5リットル)で流しながら開栓直後から5リットルを採取し、均一に混合してから必要量の検査用試料を採水容器に分取する方法

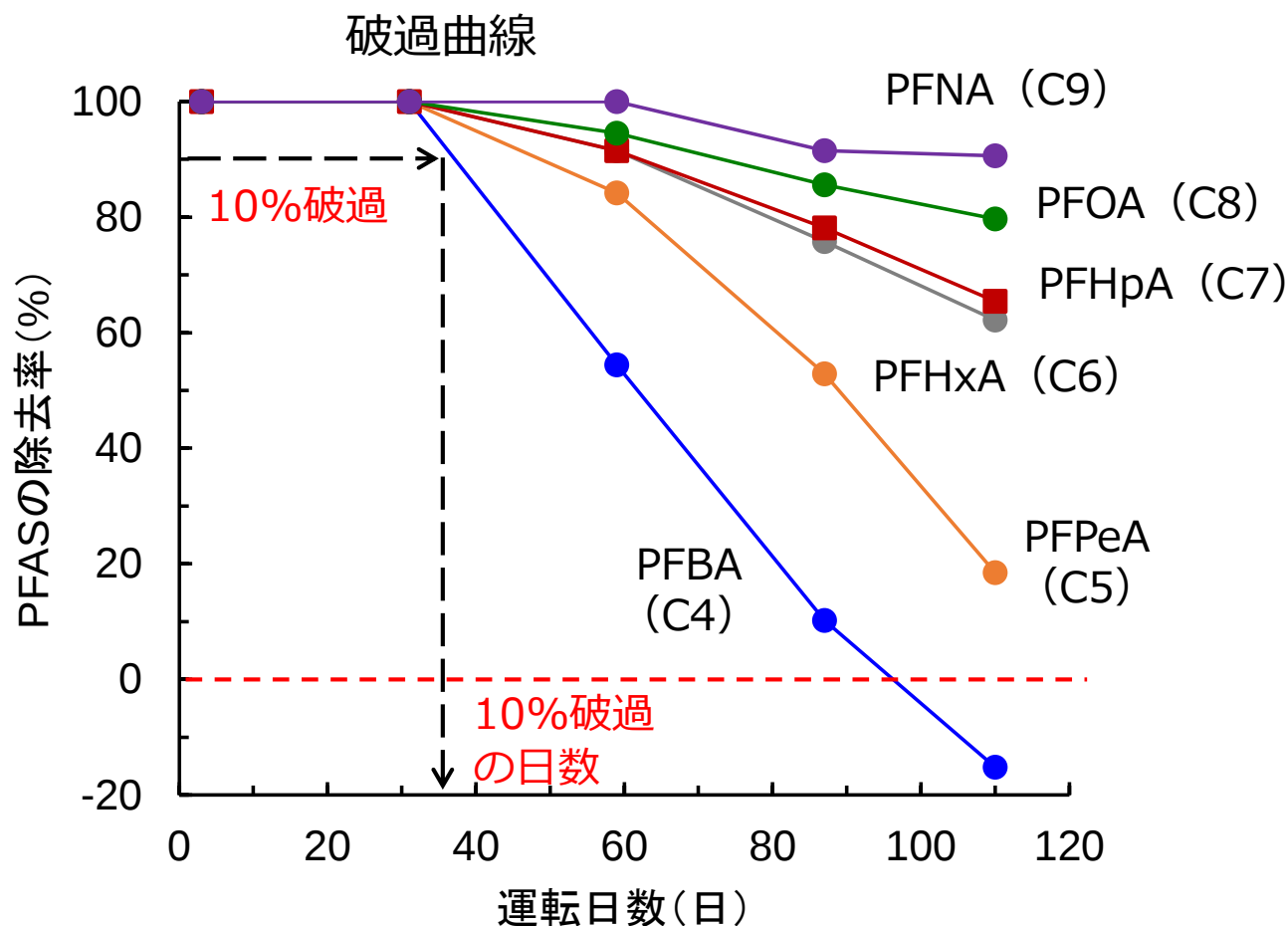
有機フッ素化合物の低減方法

- 浄水処理以外の方法
 - 取水停止
 - 希釈（PFAS濃度が低い原水、浄水と混合）
- 浄水処理による方法
 - 活性炭処理
 - 粒状活性炭（GAC）処理
 - 粉末活性炭（PAC）処理
 - * 生物活性炭（BAC）処理は、PFAS処理は期待できない
 - イオン交換処理
 - 高圧膜処理（逆浸透膜処理、ナノろ過膜処理）

水道におけるPFASの処理技術等

処理技術	短鎖 PFAS 除去率	長鎖 PFAS 除去率	主な 残渣等	相対 コスト	備考
PAC処理	低	中～高	廃活性炭	中程度	● 長鎖PFASを除去できる。 ● 断続的な使用に有効である。 ● 他の処理工程の前段に添加する。
GAC処理	中	高	廃活性炭	中程度～ 高い	● 長鎖PFASを除去できる。 ● 頻繁に交換や再活性化する必要がある。 ● ろ過の後段が適している。
イオン 交換処理	中～高	高	廃樹脂	中程度～ 高い	● 短鎖及び長鎖PFASを除去できる。 ● PFAS除去目的でイオン交換樹脂が設計されている場合、効果的に除去できる。 ● ろ過の後段が適している。
NF／RO 膜処理	高	高	濃縮水	高い	● 短鎖及び長鎖PFASを除去できる。 ● 膜の寿命まで一貫した除去率を維持できる。 ● 高濃度のPFASを含む濃縮水を処理処分する必要がある。

GAC処理でのPFASの除去率の推移（個別GAC池）



- 破過：GAC層に通水を続けるとGACへの吸着が飽和に達し、流出し始めること
- 破過点：破過曲線において、処理水の濃度が設定濃度に達した点

2. 水道水質検査について

水道法に基づく水質検査

(水質検査)

検査方法等について規定(施行規則第15条)(次ページ)

第二十条 水道事業者は、環境省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

2 水道事業者は、前項の規定による水質検査を行つたときは、これに関する記録を作成し、水質検査を行つた日から起算して五年間、これを保存しなければならない。

委託の方法等について規定(施行規則第15条第8項)

3 水道事業者は、第一項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。ただし、当該水質検査を、国土交通省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者に委託して行うときは、この限りでない。

登録の申請方法等について規定(施行規則第15条の2)

(登録)

第二十条の二 前条第三項の登録は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、水質検査を行おうとする者の申請により行う。

※この規定は、水道用水供給事業者、専用水道の設置者について準用されている。

水質検査について

• 定期の水質検査 (規則第15条第1項)

- 土日曜日、祝日も必要
- 検査結果に応じた連絡体制も確認を

■ 1日1回以上の検査・・・色、濁り、消毒の残留効果

■ 1月に1回以上の検査・・・水質基準の基本的項目(9項目)

→ 一般細菌、大腸菌、Cl⁻、TOC、pH、味、臭気、色度、濁度

■ 3月に1回以上の検査・・・水質基準の全項目

- 水の採取の場所は給水栓が原則（給水栓以外を可とする場合を限定）。必要に応じて水源、浄水池及び配水池における水質も検査すること(水道課長通知)
- 合理的な検査の実施・・・過去の検査の結果や水源の状況等を勘案し、状況に応じて検査の省略や回数を減らすことができる

• 臨時の水質検査 (第2項)

水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある場合に検査を行う

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、TOC、pH、味、臭気、色度、濁度以外は、省略可能。

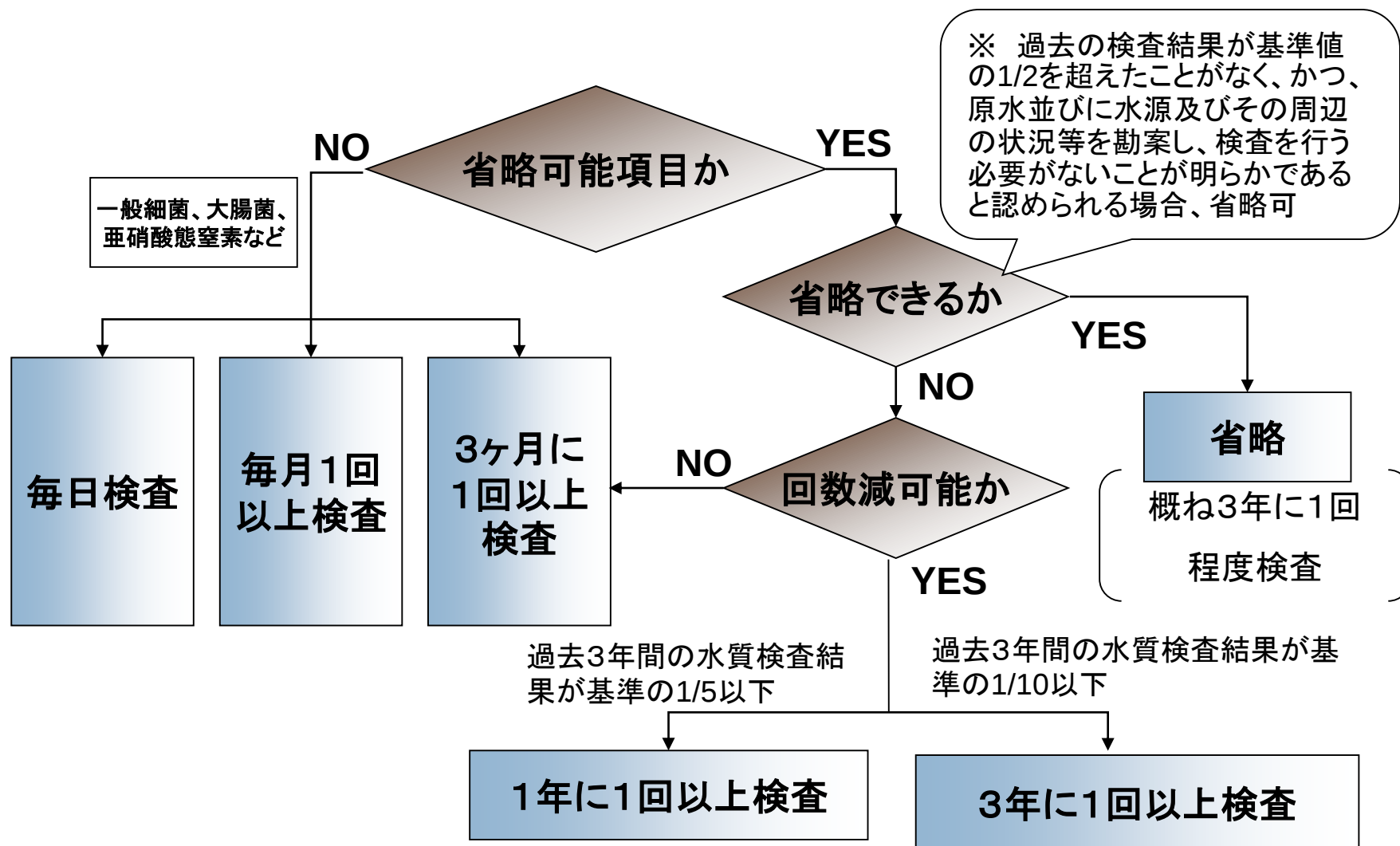
• 水質検査計画 (第6項)

毎事業年度開始前に策定

- ・ 定期の水質検査を行う項目、採水の場所、検査の回数及びその理由
- ・ 省略する項目及びその理由
- ・ 臨時の水質検査に関する事項
- ・ 水質検査を委託する場合は委託の内容 等

検査の省略・回数減の判断フロー

(規則第15条第1項第3、4号)



検査方法の改正

令和6年3月21日、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣※が定める方法(平成15年厚生労働省告示第261号)を改正し、令和6年4月1日より適用。

※令和6年4月1日より、環境大臣

改正内容

- (1) 試薬の調製量に係る規定の改正
- (2) 検量線の作成における調製量に係る規定の改正
- (3) 水銀の検査における塩化スズ(Ⅱ)溶液の作製方法に係る規定の改正
- (4) 水銀の検査における試験操作に係る規定の改正
- (5) 試料採取時における残留塩素除去剤の添加に係る規定の改正
- (6) ヘッドスペースーガスクロマトグラフィー質量分析法で用いるバイアルキャップの材質に係る規定の見直し
- (7) ねじ口瓶の材質に係る規定の改正
- (8) 採水容器の材質に係る規定の改正
- (9) 採水容器の洗浄方法に係る規定の改正
- (10) その他所要の改正

詳細については、令和6年3月21日付け健康・生活衛生局長通知、水道課長通知を参照

水質検査結果の情報提供

(情報提供)

第二十四条の二 水道事業者は、水道の需要者に対し、**国土交通省令**で定めるところにより、第二十条第一項の規定による水質検査の結果その他水道事業に関する情報を提供しなければならない。

○水道法施行規則

(情報提供)

第十七条の五 法第二十四条の二の規定による情報の提供は、第一号から第六号までに掲げるものにあつては毎年一回以上定期的に（第一号の水質検査計画にあつては、毎事業年度の開始前に）、第七号及び第八号に掲げるものにあつては必要が生じたときに速やかに、水道の需要者の閲覧に供する等水道の需要者が当該情報を容易に入手することができるような方法で行うものとする。

一 水質検査計画及び法第二十条第一項の規定により行う定期の水質検査の結果その他水道により供給される水の安全に関する事項

二～六 (略)

七 法第二十条第一項の規定により行う臨時の水質検査の結果

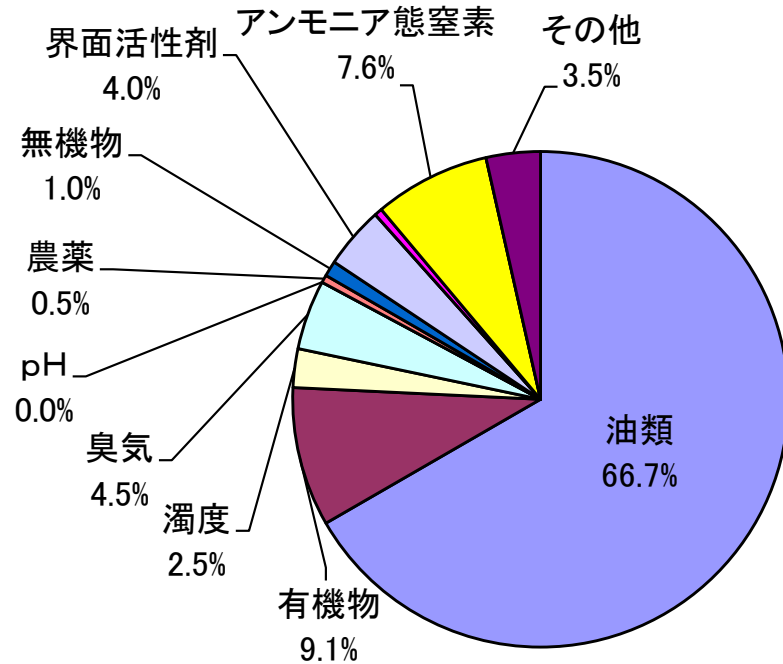
八 (略)

※この規定は、水道用水供給事業者について準用されている。

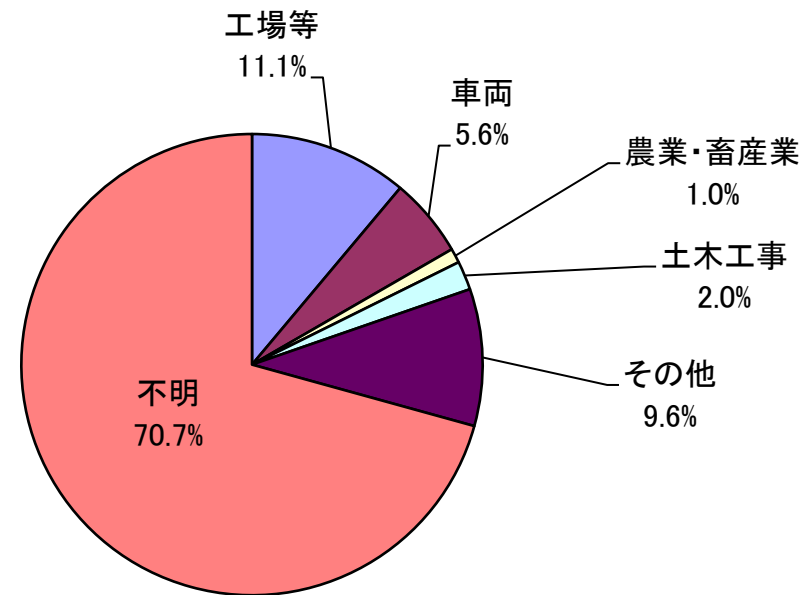
3. 水質事故に備えた取組について

水質汚染事故の水質汚染項目及び汚染原因

- 令和4年度に水質事故により被害を受けた水道事業者の数は延べ数で198
(上水道事業159、簡易水道事業3、専用水道7、水道用水供給事業29)
- 原因物質別では油類が66.7%(132件)と最も発生件数が多く、続いて有機物が多い
- 汚染原因としては、工場等11.1%、車両5.6%、土木工事2.0%、農業・畜産業1.0%(不明、その他が多い)



水質汚染事故における水質汚染項目
(令和4年度、全198事故)



水質汚染事故の汚染原因
(令和4年度、全198事故)

水道における異臭味被害の発生状況

○平成19年度以降は300万人以下で推移していたが、令和3年度、4年度は300万人を超えた。被害のほとんどがカビ臭、土臭。

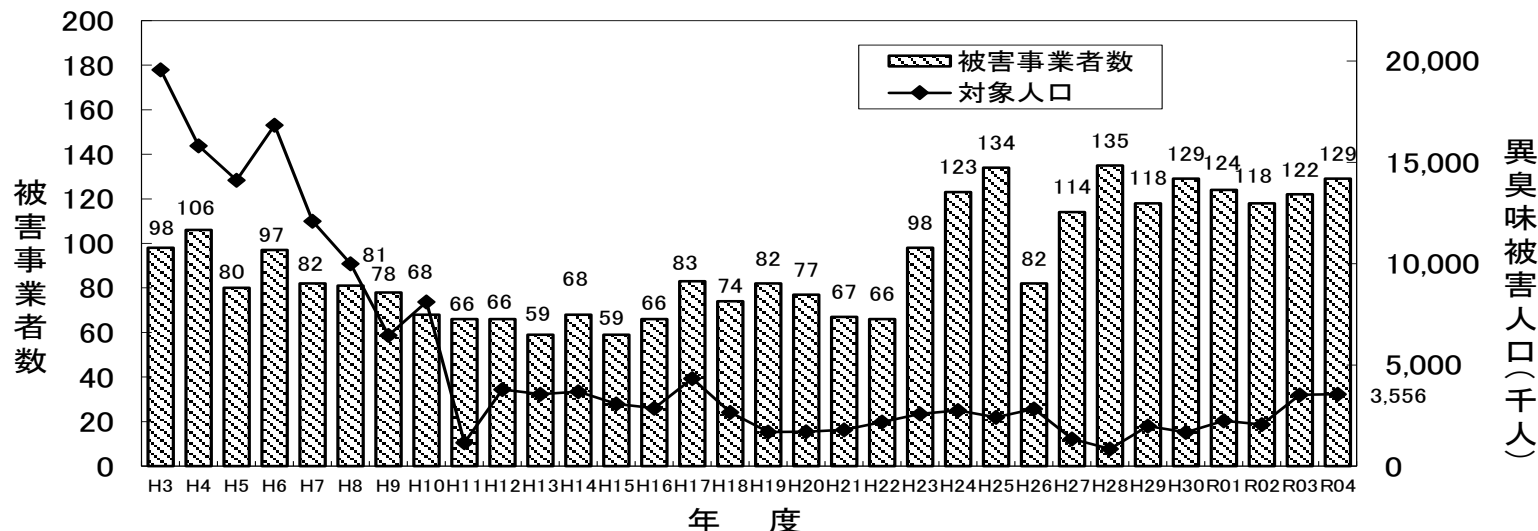


図 水道における異臭味被害の発生状況経年変化

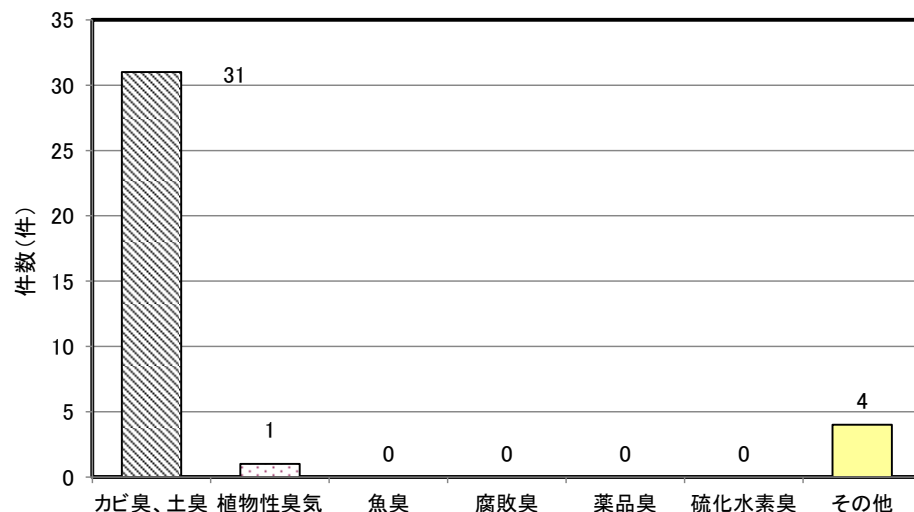


図 浄水における異臭味被害の種類別内訳
(令和4年度、全36件)

健康影響の発生した水質汚染事故（H23以降）

発生年月日	発生場所	原因飲料水	原因物質等	発生施設	摂食者数*1	患者数
H23.7.23	長野県	専用水道（沢水）	病原大腸菌(O121)	宿泊施設	—	16
H23.8.1	山形県	湧水	病原大腸菌(O157)	家庭等	5	2
H24.7.14	富山県	簡易水道(地下水)	エルシニア・エンテロコリチカ	家庭等	—	3
H25.5.9	大阪府	簡易専用水道？	ノロウイルス、カンピロバクター・ジエジュニ	飲食店	—	不明
H25.5.29	神奈川県	簡易専用水道	一般細菌、大腸菌	家庭等	85	11*2
H26.9.9	熊本県	簡易水道(地下水)	灯油	家庭等	128	2
H29.6.12	京都府	上水道（表流水）	軽油	家庭等	77	2*3
H29.6.24	山梨県	井戸水	カンピロバクター・ジエジュニ	事業所	28	18
H31.2.5	兵庫県	簡易専用水道	ノロウイルス	事業所	—	6*4
R1.9.2	長野県	飲料水供給施設（湧水）	カンピロバクター・ジエジュニ	宿泊施設	72	41
R2.6.18	兵庫県	簡易専用水道	汚水	家庭等	200	15*2
R3.8.23	神奈川県	小規模貯水槽水道	一般細菌	保育園	150	5*2
R3.10.19	群馬県	専用水道（地下水）	亜硝酸態窒素	病院	3,000	10
R3.11.1	岩手県	飲用井戸等（表流水）	カンピロバクター	家庭等	—	1
R4.3.3	東京都	小規模貯水槽水道	一般細菌、大腸菌	飲食店	—	14

*1 摂食者数が不明の場合は給水人口 *2 水道水(受水槽水)が原因であったかは不明

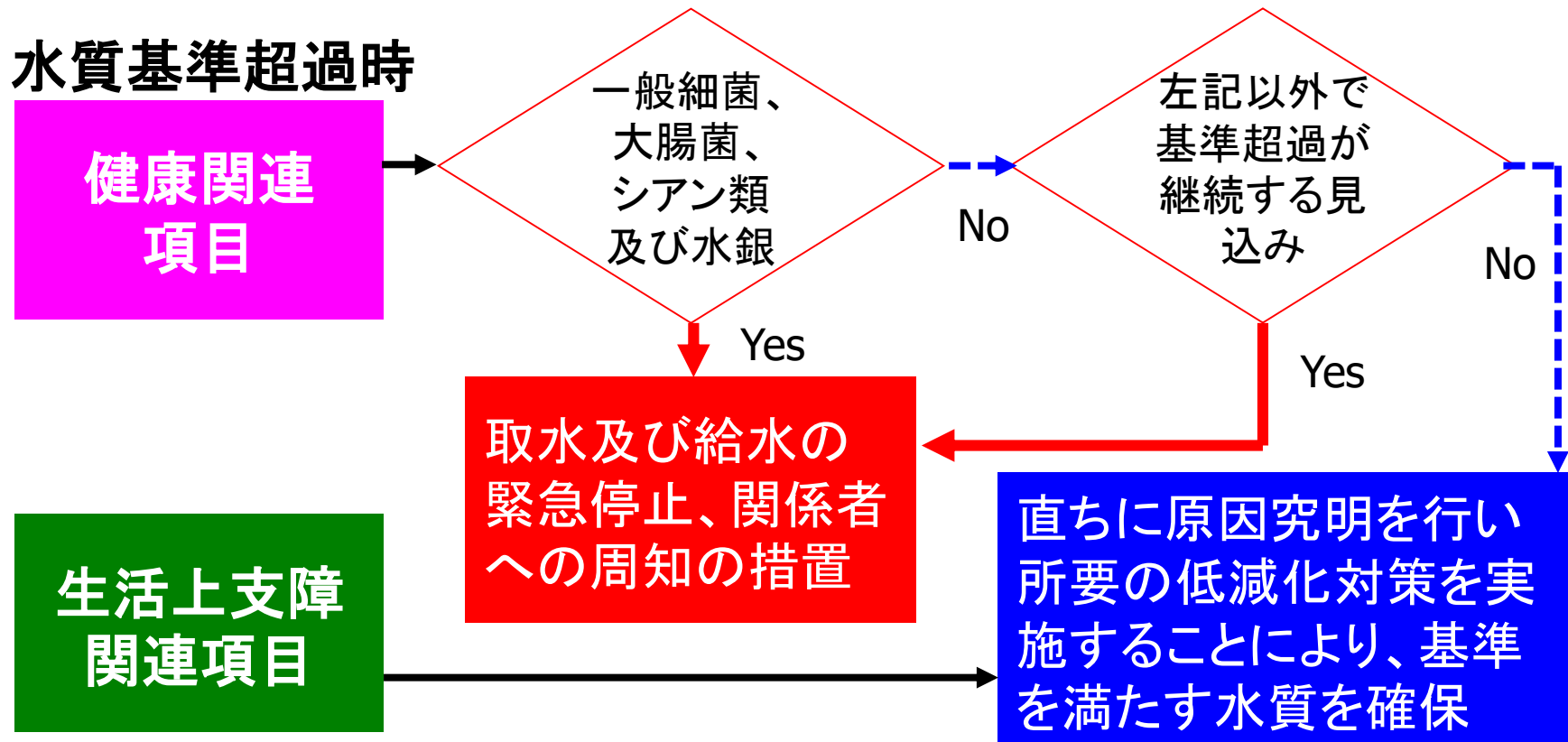
*3 水道水が原因であったかは不明 *4 推定患者数(行政が探知した疑い患者の人数を指す)

国土交通省のホームページでこれ以前の情報も含めて公開しています。

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/stf_seisakunitsuite_bunya_topics_bukyoku_kenkou_suido_kikikanri_03.html

水質異常時の対応

水質検査の結果、水質基準を超えた値が検出された場合には、直ちに原因究明を行い、基準を満たすため必要な対策を講じること。なお、水質検査結果に異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行うこと。
(H15.10水道課長通知)



水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方

水質異常時における摂取制限を伴う 給水継続の考え方について

(平成28年3月31日生食水発0331第2～4号課長通知)

1. 基本的な考え方

水質事故等により、浄水中の有害物質の濃度が一時的に基準値を一定程度超過する水質異常が生じた場合においても、長期的な健康影響をもとに基準値が設定されているものについては、水道事業者及び水道用水供給事業者の判断により、水道利用者に対して水道水の摂取を控えるよう広報しつつ、給水を継続することが可能である。

摂取制限を伴う給水継続の実施に当たっては、汚染状況、復旧までに要する時間、給水区域の規模や地域性に応じた摂取制限・給水停止による地域住民に対する影響、応急給水等代替手段確保の実現性、広報体制等を踏まえて、総合的に判断し、より社会的影響の小さい対応として選択する必要がある。

2. 摂取制限を伴う給水継続を行う対象となる物質等について

摂取制限を伴う給水の継続は、長期的な健康影響をもとに基準値が設定されているものについて、一時的に基準値超過が見込まれる場合に行うことが可能。

水道システムの対応能力等が様々であるため、個別の物質濃度や期間について一律の基準を設けることは困難であり、各水道事業者等が原因、影響等を踏まえて総合的に判断することが必要である。

※この通知は、平成15年10月10日水道課長通知の第2「水質異常時の対応について」を補完するものであり、これを変更するものではないことに留意。

亜急性暴露による健康影響評価値（１）（国立医薬品食品衛生研究所調べ）

令和３年４月１日時点

項目	基準値 (mg/L)	参照値 (mg/L)			
		成人		小児	
カドミウム及びその化合物 ※2	0.003	0.03	(10)	0.01	(3)
セレン及びその化合物 ※2	0.01	0.1	(10)	0.04	(4)
鉛及びその化合物 ※2	0.01	0.01	(1)	0.01	(1)
ヒ素及びその化合物 ※2	0.01	0.01	(1)	0.01	(1)
六価クロム化合物 ※2	0.02	0.04	(2)	0.02	(1)
ホウ素及びその化合物 ※1	1	2.0	(2)	1	(1)
四塩化炭素 ※1	0.002	0.2	(100)	0.07	(35)
1,4-ジオキサン ※1	0.05	0.5	(10)	0.2	(4)
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン※1	0.04	4.0	(100)	2.0	(50)

（ ）は基準値に対する比率。本表の考え方の根拠は、平成28年度第1回水質基準逐次改正検討会資料を参照

※1 平成28年度第1回水質基準逐次改正検討会において報告

※2 令和2年度第1回水質基準逐次改正検討会において報告

(注) 本表の値は研究班による研究成果に基づくものであり、公的な指針値に相当するものではないことに留意。

亜急性暴露による健康影響評価値（２）（国立医薬品食品衛生研究所調べ）

令和３年４月１日時点

項目	基準値 (mg/L)	参照値 (mg/L)			
		成人		小児	
ジクロロメタン ※1	0.02	2.0	(100)	0.6	(30)
テトラクロロエチレン ※1	0.01	0.1	(10)	0.04	(4)
トリクロロエチレン ※1	0.01	0.04	(4)	0.01	(1)
ベンゼン ※1	0.01	0.1	(10)	0.04	(4)
塩素酸 ※1	0.6	8.0	(13)	3.0	(5)
クロロ酢酸 ※1	0.02	1.0	(50)	0.4	(20)
クロロホルム ※1	0.06	2.0	(33)	0.7	(12)
ジクロロ酢酸 ※1	0.03	0.3	(10)	0.1	(3)
ジブロモクロロメタン ※1	0.1	4.0	(40)	2.0	(20)
臭素酸 ※1	0.01	0.09	(9)	0.04	(4)
トリクロロ酢酸 ※1	0.03	0.2	(7)	0.06	(2)
ブロモジクロロメタン ※1	0.03	1.0	(33)	0.4	(13)
ブロモホルム ※1	0.09	5.0	(56)	2.0	(22)
ホルムアルデヒド ※1	0.08	13	(163)	5.0	(63)

（ ）は基準値に対する比率。本表の考え方の根拠は、平成28年度第1回水質基準逐次改正検討会資料を参照

※1 平成28年度第1回水質基準逐次改正検討会において報告

(注) 本表の値は研究班による研究成果に基づくものであり、公的な指針値に相当するものではないことに留意。